

## 検討会における提出資料と作業部会に対する指示について

## (1) 第1回検討会：実施済

## (2) 第2回検討会：8月9日（水）13:30～15:30

下記の資料を基に全体工程の把握と、今後の検討会で提出される中間成果、最終成果について共有するとともに、所管課とのヒアリングに向けての事前調査資料の妥当性を確認する。

- ① 業務計画書（工程表を含む）
- ② 検討会及び作業部会における提出資料について（本資料）
- ③ 関係各課に対する意向調査資料（ヒアリングに係る事前調査）
- ④ 方針（案）のたたき台の提案

上記の審議を踏まえ、作業部会に対して所管課ヒアリングに向けての対応を指示する。

## (3) 第3回検討会（10月上旬）

下記の資料を基に、使用料変更に係る方向性を審議するとともに、「公共施設等の適正配置に関する方針」について、その方向性に問題がないかレビューを行う。

- ① 施設カルテ（分析結果を含む）
- ② セグメント分析結果（約10施設）
- ③ 使用料変更（案）
- ④ 所管課ヒアリング結果
- ⑤ 公共施設等の適正配置に関する方針（骨子：論点を整理したもの）

上記の審議結果を踏まえ、作業部会に対して、委託業者（GPMO）と連携して、所管課意向の調整を含めた適正配置方針（案）の決定に向けた作業の継続を指示する。

## (4) 第4回検討会（2月上旬）

下記の資料を基に方針（案）を確定させ、パブリックコメント実施に向けての最終調整を行う。

- ① 公共施設等の適正配置に関する方針（案：パブリックコメント用）
- ② パブリックコメント実施スケジュール等

#### (5) 第5回検討会（令和6年度4月上旬）

下記の資料を基に、市民のご意見を確認するとともに、方針（案）を決定し、作業部会に対して適正配置計画策定に向けての指示を行う。

- ① パブリックコメントの結果
- ② 公共施設等の適正配置に関する方針（計画決定）
- ③ 上記方針に基づく今後の作業内容及びスケジュール等

上記の審議結果を踏まえ、作業部会に対して適正配置対象施設の洗い出しを指示する。

#### (6) 第6回検討会（7月下旬）

下記の資料を基に、適正配置の対象となる施設の確認（LCC 算定結果に基づく全体費用の確認を含む）と使用料条例改定（案）の確認を行う。

- ① 適正配置の対象施設及び配置内容
- ② 上記に基づく LCC 算定結果（対策前後の対比を含む）
- ③ 使用料改定条例（案）

上記の審議結果を踏まえ、作業部会に対して適正配置の対象施設及び配置内容の見直し（またはブラッシュアップ）の指示を行う。

#### (7) 第7回検討会（9月下旬）

下記の資料を基に、適正配置の対象となる施設の確認（LCC 算定結果に基づく全体費用の確認を含む）と使用料条例改定（案）の確認を行い、作業部会に対して確認結果を踏まえた見直しの指示を行う。

- ① 適正配置の対象施設及び配置内容
- ② 上記に基づく LCC 算定結果（対策前後の対比を含む）
- ④ 使用料改定条例（案）

上記の審議結果を踏まえ、作業部会に対して、委託業者（GPMO）と連携して、適正配置計画（案）の決定に向けた作業の継続を指示する。

#### (8) 第8回検討会（2月下旬）

下記の資料を基に計画決定を行う。

- ① 公共施設等適正配置計画（案）

以上